

栃木市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年10月25日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年10月5日
2. 監査の対象
 - (1) 公の施設
大平町まちづくり交流センター（愛称）プラッツおおひら
 - (2) 指定管理者
株式会社 プラッツおおひら
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である株式会社プラッツおおひらは、大平町商工会の約4年間にわたる指定管理者の経験や実績を集積し、法人化した団体であり、施設の管理運営、中心市街地全体の活性化を果たしている団体である。(平成21年8月24日設立)

市からの委託料は、まちづくり交流センター(愛称:プラッツおおひら)において、交流センターの設備の維持管理等の管理業務、地域特産品の展示及び販売、地域情報の提供等地域に根差した運營業務の役割を図ることを目的に交付されるものである。

当施設においては、とみタウン日曜日、野外ライブ、光と音のページェントなどのイベントの開催、地元食材を原料にした加工商品や地産地消の生鮮品、地元事業者が製造した商品などを販売する物産コーナーの充実化、チラシやインターネットの情報提供を行い、利用促進を図っている。

また、施設及び設備の保守管理業務、防災・安全対策業務、物品の管理業務等を行い、利用者が利用しやすいサービスの向上に努めており、当社が担う役割は、大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの委託料13,290,000円は、人件費、事務経費、イベント開催費及び各種委託に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

また、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、実績報告書の領収書写しと元帳の数字が合っていなかったこと、申請書の申請日が未記入であったことについては監査委員より口頭で指導した。

(3) 指摘要望について

施設の利用許可に関しては「栃木市大平まちづくり交流センター条例施行規則」で定める様式「利用許可申請書」を使用し、条例の規定に基づき、1時間単位とするよう改善されたい。

また、設立目的である大平地区中心市街地に賑わいと活力を創出するための拠点施設として、今後も各種イベント等を企画立案し、観光の振興と利用者への利便を図り、地域の発展に寄与されることを要望する。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 大平町まちづくり交流センター

(愛称) プラッツおおひら

(2) 所在地 栃木市大平町富田558番地11号

(3) 施設概要

- ・敷地面積 2727.98 m²
- ・建物床面積 1344.59 m²
- ・建物構造 鉄骨造り 2階建
- ・設備の内容

階 数	室 名	面積 (m ²)
1 階	テナント5店	345
	遮音スタジオ	32
	交流サロン	115
	総合案内コーナー	
	物品倉庫他	
2 階	多目的ルームA	72
	多目的ルームB	46
	事務室他	